

履修科目の登録の上限について

筑波大学理工学群では、適切な履修のため、履修科目の登録の上限 45 単位／年を学群学則および理工学群履修細則で定めています。

関係する学則

学群学則第 33 条

理工学群履修細則第 5 条

※上記の学則は、いずれも、「履修要覧」中の「学内諸規則等」、に掲載されています。

【注意事項】

- 空き時間に多数の講義を詰め込まないよう、注意してください。空き時間は、受けるべき講義の予習復習のための時間と心得ること。
- 春学期・秋学期中に開講される科目的単位数の合計が 45 を超えないように十分検討して履修計画を立てたのち、履修登録するようしてください。
- 各モジュールの履修申請の締切を過ぎると、そのモジュールに開講されている科目的履修登録の削除は原則として認められません。
- TWINS では 45 単位を超えて履修登録ができてしまいますが、これは講義選択の便宜を与えるためです。45 単位を超えて履修登録がなされた場合は、最終的には成績のよい選択科目から順に、修得した科目的単位を削除します。
- 下記の要件を満たせば、45 単位の上限を超えて履修科目的登録が認められます。

(参考)

筑波大学学群学則

(履修科目的登録の上限)

第 33 条 学群長は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を部局細則で定めるものとする。

2 学群長は、部局細則で定めるところにより、所定の単位を優れた成績を持って修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目的登録を認めることができる。

理工学群履修細則

(履修科目的登録の上限)

第 5 条 学群学則第 33 条第 1 項の部局細則で定める履修科目的登録の上限は、45 単位（教職に関する科目及び博物館に関する科目を除く）とする。ただし、夏季・冬季・春季休業期間中に行われる集中講義を除くものとする。

2 学群学則第 33 条第 2 項の部局細則で定める上限を超えて履修科目的登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次の通りとする。

学類	要件	単位数
工学システム 学類	前年度において卒業要件科目を 40 単位以上修得し、その 80 %以上が「A」以上という条件を勘案し、学類長が「特に優秀」と認めた者	55 単位